

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月20日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第1号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
組織	職	区分	組織	職	区分
略			略		
警察の事務部局	略		略		
	略	略	略	取調べ監督室長	5種
	<u>取調べ監督室長</u>				
	<u>犯罪被害者支援室長</u>				
	留置管理室長		留置管理室長		
略		略			
略		略			

附 則

この規則は、平成26年3月24日から施行する。